

豊島区子ども家庭支援センター公式 Instagram アカウント運用要領

2 豊子育発 401 号
令和 2 年 5 月 12 日
子ども家庭部長決定

(目的)

第 1 条

この要領は、豊島区子ども家庭支援センター（以下「センター」という）が開設する Instagram（以下「インスタグラム」という）を利用者への情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条

この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。
- (2) 公式インスタグラム センターが設置・運用するためのインスタグラムをいう。
- (3) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 本アカウントの利用者をいう。
- (5) いいね！ インスタグラムの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。
- (6) コメント 他のユーザーのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。

(運営主体)

第 3 条

本アカウントの運営主体はセンターとし、運営管理者は子ども家庭課長とする。

2 アカウント名は 東部子ども家庭支援センター：tkksc.towamu、西部子ども家庭支援センター：skksc.tomtom とする。

(運用主体の明示)

第 4 条

センターは、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウント名を豊島区公式ホームページに明示する。

(運用主体及び発信内容等の明示)

第5条

運用主体、発信する内容、発信方法等については、本アカウントのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第6条

本アカウントは、次に掲げる内容に関する情報を投稿する

- (1) 災害時等における休館等の情報
- (2) センター及び関連施設におけるイベント情報
- (3) その他運営管理者が必要とした情報

(情報発信)

第7条

本アカウントを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則としてセンターが行う。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

3 本アカウントは発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対するいいね！及びコメントは行わない。また、本アカウントの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。ただし、運営管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(コメント等の削除)

第8条

利用者は、本アカウントの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの投稿の内容に関係がないと思われるもの

- (2) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (3) センターまたは特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治および宗教活動を目的とするもの政治および宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害または侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるものならびに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、センターが不適切と判断したもの及びそれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

（知的財産権）

第9条

本アカウントに掲載する個々の情報に関する知的財産権はセンター及び原作者に帰属する。また内容について、私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできない。

（著作権）

第10条

公式インスタグラムに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、センター又は原作者に帰属する。

（免責事項）

第11条

センターは、本アカウントを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 センターは、掲載された情報に起因して、利用者または第三者に損害が発生したとしてもセンターの故意または重大な過失によるものではない限り、一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しをおこなう場合があるものとする。

(その他)

第12条

この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は、運営管理者が別に定める。

附則

この要領は、令和2年5月12日から施行する。